

令和2年2月28日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長 殿
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

理事（教育・附属学校園担当）

丹 沢 哲 郎

新型コロナウイルス感染症に関する授業等の取扱いについて（通知）

令和2年2月20日付けで、全学生に対し、一斉メール配信により、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起をしております（別紙1参照）。この中では、発熱等の風邪症状がみられる場合や新型コロナウイルス感染症の発症が疑われる場合は、感染防止のため、大学に登校しないようにするとともに、保健センター掲載情報に従って対応することを通知しております。

については、令和2年3月31日までに集中講義や実習等（学外での活動を含む）の授業や学生への指導の実施を予定している部局におかれては、感染防止対策をとった上で授業等を実施されるようお願いいたします。

また、授業の出欠の扱いについては、「校外学習等で授業を欠席する場合のマニュアル」（令和元年11月7日 第6回全学教務委員会）の〈欠席事由〉の「5. 病気・怪我」に基づいて対応しますので（別紙2参照）、該当学生がおりましたら、速やかに下記の本件担当までお知らせ願います。

なお、4月以降の授業の取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染症の流行状況等を踏まえ、追ってお知らせします。

（本件担当）

国立大学法人 静岡大学

学務部教務課教育企画係

電 話 054-238-4257

F A X 054-238-5347

中華人民共和国湖北省武漢市から発生した新型コロナウイルスによる感染症への対応については、本日付けで本学ホームページに下記の内容を掲載し、情報発信しておりますが、感染症予防のため、改めて注意喚起します。

万一、発熱等の風邪症状がみられる場合は、大学には登校せず、イベントへの参加など不要不急の外出を控えてください。また、発症が疑われる場合も、大学には登校せず、下記の保健センター掲載情報に従って、速やかに最寄りの保健所に連絡・相談の上、対応してください。

なお、今後の同感染症の発生状況等によって、改めて注意を要する情報があれば、適宜、本学のホームページや電子メールにて発信しますので、注視願います。

令和2年2月20日

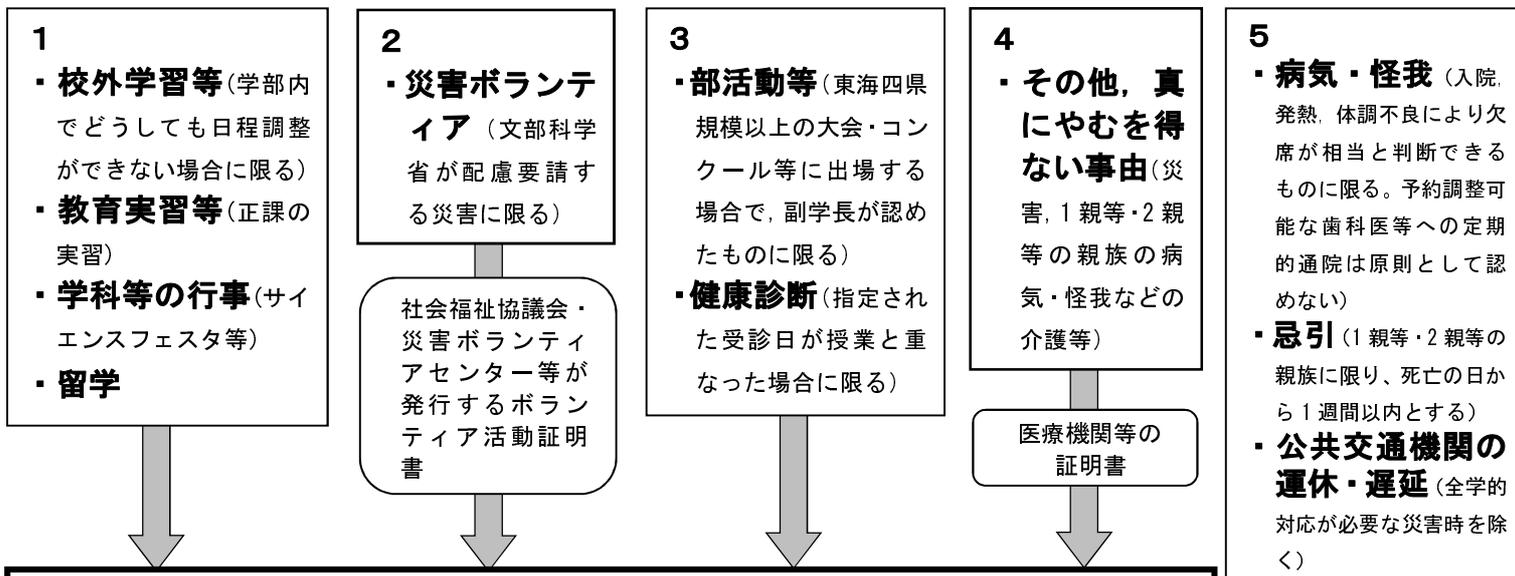
副学長（学生支援担当） 寺村 泰

以下、本学ホームページ掲載情報（2020.2.20保健センター所長）

<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/?p=2354>

校外学習等で授業を欠席する場合のマニュアル

<欠席事由>



学生が所属する学部長(1のうち教養科目の校外学習は、大学教育センター長、留学は、国際連携推進機構長、3の部活動等及び健康診断は、学生支援担当副学長、4のうち全学的対応が必要な災害等は、教育担当理事)

(手続1:関係部局長宛文書)

・学生が所属する学部長等から、関係部局長宛文書①-1(学生支援担当副学長は①-2)により、**関係部局長に依頼**

・大学教育センター長(全学教育科目)及び関係の学部長(専門科目)は、**教授会・学科会議等で、教員に周知**

(手続2:担当教員宛文書)

・学生が所属する学部長等から、担当教員宛文書②-1(学生支援担当副学長は②-2)を学生に交付
 ・健康診断の場合は、学生支援担当副学長から、担当教員宛文書③を学生に交付

・学生は担当教員宛文書②-1(又は②-2)を欠席する授業で提出
 ・健康診断の場合は、担当教員宛文書③を欠席した授業の後に授業担当教員に提出

※手続1と手続2はいずれも必須

・学生は、医療機関のレシート(病気・怪我)、会葬礼状(忌引)、運休・遅延証明書を欠席する授業で提出(提示)

授業担当教員は欠席扱いとしない
 ※ 欠席扱いとしないが、学生の側のレポートの提出や補講の義務を免除するものではない

※欠席扱いとしない回数は、原則として、全体で授業の1/5(通常授業で3回)までとする。